

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪市中央区大手町1丁目7番31号（OMMビル）					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 上田 成之助					
事業者の主たる業種	鉄軌道事業					
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	20年4月～23年3月					
基本方針	京阪環境マネジメントシステムに基づき、エネルギー効率の改善並びにその削減に取組み、運転用電力量の原単位の対前年度比1%削減を目指す。					
推進体制	京阪マネジメントシステム体制に基づき、実施計画の策定、例月の進捗管理システムを実施する。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001				
	適用範囲	鉄軌道事業、不動産事業				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日	平成15年				
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～22	鉄道事業部門	運行列車・駅・事務所の空調温度設定（夏期26℃、冬期20℃厳守）の管理			
20	鉄道事業部門	平成19年9月～平成20年1月に実施した京阪線電車線上下一括電化に伴う削減効果				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度（計画） (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)		
	A 事業所等排出区分	t	t	%		
	B 輸送車両排出区分	92,152 t	99,423 t	7.9 %		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 92,152 t	*2 99,423 t	7.9 %		
	目標設定の考え方	平成20年10月19日の中之島線開業による使用電力量増加分を加味した値としました。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	鉄軌道事業	二酸化炭素換算 車両走行距離	0.000709 t-CO <sub>2</sub> /km	0.000688 t-CO <sub>2</sub> /km	-3.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	原単位の指標（運転用電力量の二酸化炭素換算値/車両走行距離） 計画数値設定（運転用電力量の原単位の対前年の比1%削減を目標とします）					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等				
		(二酸化炭素換算)				
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t		
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 92,152 t	(*2)-(*3) 99423 t	7.9 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項	平成20年度10月19日 中之島線開業に伴う現状把握 計画期間において実施予定の主な地球温暖化対策処置 ・省エネルギー型信号設備電球（LED）更新化 ・省エネルギー車両（VVVF車両、回生制動車両、アルミ車両）の導入					

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。  
 注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。